

地域医療連携計画の見直しに関する方向性について

〈決定事項〉

- 1 次期(第8次)県保健医療計画(以下、「県計画」)から、これまで各地域で作成していた地域医療連携計画(以下、「地域計画」)を県計画に盛り込み一本化する。
(令和6年施行)
- 2 県計画の中間見直し(令和3年度中に実施予定)に伴う、現行の地域計画の中間見直しについては実施しないこととする。

【令和3年8月31日 ぐらし保健福祉部長通知より抜粋】

(1) 概要

地域医療連携計画(以下地域計画)は県保健医療計画(以下県計画)の一部として位置づけられているが、これまで当県においては、県計画の見直しの翌年度に、地域計画の見直しを行ってきたところ。

今年度、県計画が策定されて初めて「中間見直し」を実施することとなっているが、地域計画の中間見直しを行うかについては、県として方針を定めていない(国の方針は、地域計画の策定は都道府県の判断)。

一方で、地域計画の策定においては、保健所の作業量も多く、保健所からの意見として県計画に一本化すべきとの意見もある。

以上のことから、次期県計画(第8次県計画)に地域計画を盛り込み、一本化することとする。

(2) 今後の方向性

- ・第8次県計画(令和6年度～)に地域計画を盛り込み一本化し、計画の進捗管理を県全体(各圏域を含め)で実施する。
- ・県計画に盛り込む地域計画については、各圏域の地域課題に特化した見直しとする(圏域版の作業量の軽減を図る)。
- ・県計画中間見直し後の地域計画の見直しは行わず、第8次県計画策定に向けて、令和4年度以降に県と各圏域同時に作業を開始とする。

(3) 想定スケジュール

(県計画と地域計画を一本化する場合)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
県保健医療計画	本庁関係課等 改訂作業		第7次計画策定・公表	施策・事業の実施			中間見直し計画公表	本庁関係課 地域振興局等	第8次計画策定・公表		
地域医療連携計画		地域振興局等 改訂作業		地域計画の策定・公表	施策・事業の実施			改訂作業	施策・事業の実施		